

第3次直方市環境保全行動計画（前期）

みんなで行動し
未来につなぐしぜん
のまち
のおがた



令和8年1月
直方市

— 目 次 —

1. 行動計画の目的・位置づけ	．．．．	1
2. 行動計画の期間	．．．．	2
3. 重点プロジェクト	．．．．	3
4. 市民・事業者の行動計画及び市の施策	．．．．	4
環境目標Ⅰ 命の営みの基盤 ～自然環境	．．．．	5
環境目標Ⅱ 健康で快適な生活の基盤 ～生活環境	．．．．	8
環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤		
～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	．．．．	14
環境目標Ⅳ 自律・協働・つながりの基盤	．．．．	21
5. 計画の推進	．．．．	25

1. 行動計画の目的・位置づけ

直方市環境保全行動計画とは、直方市において市民・事業者・行政が協働してよりよい環境づくりに向けた取り組みを行うための具体的な行動計画です（図1）。

令和6年3月に策定した第3次直方市環境基本計画（以下、「第3次基本計画」とする。）には、「第6章 計画の推進体制」の中に、第3次基本計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定することが明記されています。

そこで、第3次基本計画に示す基本理念、環境目標、行動方針を実現するための行政施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期、市民や事業者に取り組んでほしい行動、重点プロジェクトを検討して、「第3次直方市環境保全行動計画」（以下、「第3次行動計画」とする。）を策定しました。



図1 環境保全行動計画の位置づけ

2. 行動計画の期間

第3次行動計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5年間の計画を前期とします。また、事業の進捗状況を踏まえ修正し、令和12年度を初年度、令和16年度を目標年度とする5年間の第3次行動計画（後期）を策定します。（表1）

表1 計画の期間

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
直方市 総合計画	第6次総合計画 【令和3年度～令和12年度】							第7次総合計画 【令和13年度～令和22年度】						
	第3次環境基本計画【令和6年度～令和15年度】 ※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む											第4次 環境基本計画		
直方市 環境 基本計画	第3次環境保全行動計画（前期） 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む 【令和7年度～令和11年度】					第3次環境保全行動計画（後期） 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む 【令和12年度～令和16年度】					第4次 行動計画			
	地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 【令和7年度～令和11年度】					地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 【令和12年度～令和16年度】					実行計画 （事務事業編）			

3. 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、直方市のよりよい環境づくりを目指して、環境保全行動計画の計画期間中に重点的な取り組みを進めるプロジェクトです。

第3次基本計画において、「カーボンニュートラル社会の構築に向けた取り組み強化」及び「水環境の維持・保全の強化」を重点課題として整理しました。地球温暖化による気候変動は世界的な環境危機として大きな課題となる中、本市においても、令和4年2月26日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、カーボンニュートラル社会の構築を重要施策と位置づけました。

温室効果ガス削減目標の中間目標年度である2030年度（令和12年度）が目前に迫る中、目標達成に向けては、取り組みを加速的に強化して行っていく必要があります。

以上のことを踏まえ、第3次行動計画前期期間においては、【環境目標Ⅲ】持続可能な社会の基盤～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を重点プロジェクトとして位置づけます。

また、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）についても、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせ重点的に取り組みを進めていきます。

- 環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤
～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

※令和7年7月策定 直方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）参照

未来のために、わたしたちができること
みんなで推進！
ゼロカーボンシティ



4. 市民・事業者の行動計画及び市の施策

第3次基本計画に示す基本理念、環境目標、行動方針を実現するための行政の施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期を示すとともに、それぞれに検証可能な数値目標を設定し取り組みを推進します。

また、市民や事業者に取り組んでほしい行動を記載し、行政・市民・事業者が一丸となって環境保全に取り組んでいくよう努めます。

①基本理念「みんなで行動し未来につなぐしぜんのまちのおがた」

②環境目標

環境目標Ⅰ	命の営みの基盤 ～自然環境	施策1～5
環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境	施策6～12
環境目標Ⅲ	持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	施策13～27
環境目標Ⅳ	自律・協働・つながりの基盤	施策28～32

環境目標 I	命の営みの基盤 ～自然環境
--------	---------------

行動方針	①自然環境の保全
取組の方向性	(1) 森林の維持・保全
	適切な時期に伐採、植林、下刈や間伐などを行うことで、健全な森林を育て、これらの機能を高めていきます。人と自然とが相互に関わることによって形成されてきた自然環境である里地里山の保全を進めます。
市民の行動計画	・里地里山の保全活動に参加・協力します。
事業者の行動計画	・里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努めます。 ・里地里山の保全活動に参加・協力します。

市の施策1	二酸化炭素の吸収・貯留機能や水源涵養機能の向上を図るため、荒廃森林の除伐や間伐等を行います。			担当課	農業振興課
評価指標			現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・荒廃した民有林のうち、新たに除伐や間伐を実施した面積			8.68ha	37ha	
年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
スケジュール	実施				
予定事業費 (千円)	4,529	4,990	4,990	5,000	5,000

市の施策2	人が自然と相互に関わることによって形成された自然環境である上頓野市有林の整備を実施します。			担当課	農業振興課
評価指標			現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・直方市上頓野森林整備計画に基づく市有林の整備面積			0.5ha	5.5ha	
年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
スケジュール	実施				
予定事業費 (千円)	4,900	4,800	5,700	5,700	

環境目標 I	命の営みの基盤 ～自然環境
--------	---------------

行動方針	①自然環境の保全
取組の方向性	(2) 生物多様性、生態系の保全
	<p>生物多様性の維持は、私たち人間を含めた生物が存続するための重要な基盤となっています。生物多様性や生態系の保全は、ワンヘルスの考え方にもあるとおり、将来にわたる私たちの暮らしの基盤を守ることに繋がります。</p> <p>本市の市域に生息する在来種や希少野生動植物について、関係機関と連携した調査・情報収集を行います。また、それらの情報を発信することで、生物多様性・生態系の保護・保全に対する意識を高めていきます。</p> <p>外来生物対策の3原則は、「入れない」「捨てない」「広げない」です。これらを徹底するため外来生物に対する正しい情報を発信していきます。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然を大切に守ります。 ・地域の自然環境調査に参加・協力します。 ・外来生物の持ち込みなど、生態系を乱さないように努めます。 ・本来の生態系を維持するため、外来魚や観賞用魚類を放流しないように努めます。 ・オオキンケイギクなど外来植物の除去に協力します。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境への影響を考慮して事業活動に取り組みます。 ・地域の自然環境調査に参加・協力します。 ・特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。

市の施策3	関連機関や近隣市町と情報交換し、共有された外来生物に関する情報や問題意識の啓発について市公式ホームページ・SNS・チラシ・広報誌等で周知します。			担当課	環境政策課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・外来生物対策に関する市公式ホームページ周知件数				1件/年	5件以上/年
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施				
予定事業費(千円)	—	—	—	—	—

市の施策4	近隣市町村、県、猟友会と連携し、イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策に取り組みます。			担当課	農業振興課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・直方市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援補助金の新規活用件数				-	10件
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施				
予定事業費(千円)	419	419	419	419	419

環境目標 I	命の営みの基盤 ～自然環境
--------	---------------

行動方針	①自然環境の保全
取組の方向性	(3) 自然とふれあえる場の創出・確保 現在整備されている自然とふれあえる場所の維持・保全に努めるとともに、これらの場所を自然に関する学習の場として積極的に活用していきます。
市民の行動計画	・自然とのふれあいの場を積極的に利用します。 ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。
事業者の行動計画	・農業体験などの自然とふれあう機会を提供します。

市の施策5	市内の里山や水辺などの自然とふれあえる場所を学習会の実施場所として活用します。	担当課	商工観光課/文化・スポーツ推進課/防災・地域安全課/農業振興課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・学習会の場としての活用件数		8件/年	8件以上/年		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施				
予定事業費(千円)	35	35	35	35	35

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	--------------------------

行動方針	①水環境の保全
取組の方向性	<p>(1) 水質改善対策の促進</p> <p>さらなる水質向上にむけて、河川の汚濁負荷に大きな比重を占める家庭からの雑排水の処理率を高めます。引き続き、流域関連公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業などを進めます。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用開始後、速やかに下水道に接続します。 ・ 公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。 ・ 洗剤の適量使用に努めます。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場や事業場からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理を徹底します。

市の施策6	公共下水道事業、農業集落排水事業等を推進するとともに、下水道事業区域外における合併処理浄化槽設置補助を行い、汚水処理人口普及率の向上に努めます。			担当課	下水道課
評価指標①		現状(令和6年度)		目標(令和11年度)	
・ 汚水処理人口普及率		78.5%		82.9%	
評価指標②		現状(令和6年度)		目標(令和11年度)	
・ BOD環境基準達成率		100%		100%	
年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
スケジュール					
予定事業費 (千円)	1,438,720	1,530,878	1,467,480	1,466,284	1,427,833

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	--------------------------

行動方針	①水環境の保全
取組の方向性	<p style="background-color: #e8f5e9; margin: 0; padding: 2px;">(2) 河川環境の維持・保全</p> <p>本市では、団体や市民の協力により水辺などの美化活動が行われています。「美化活動に参加する人が増えている」「以前に比べて、ごみのポイ捨ては減ってきた」との声もありますが、大雨後の上流から流れてきたごみの散乱などもあるため、市民が楽しみながら参加できるようなイベントなども取り入れながら、引き続き、活動の推進により環境美化を図ります。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。

市の施策7	河川清掃を行う市民や団体等と連携し、河川の美化について市民や事業者に対し啓発を行うとともに、河川美化活動への参加を促します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・ 遠賀川一斉清掃の参加人数		435人/年	435人/年		
年度	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
スケジュール	実施				
予定事業費 (千円)	—	—	—	—	—

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	--------------------------

行動方針	②良好な生活環境の維持・保全
取組の方向性	<p>(1) 騒音・振動、大気・土壌の保全など公害対策の徹底</p> <p>騒音・振動、大気・土壌の保全に関しては、関係機関と連携しながら各法律に基づいて指定された地域で規制基準が遵守されているか監視と指導を行います。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。 ・鳴き声などが近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にペットの飼育マナーを守ります。 ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場から発生する騒音・振動の抑制に努めます。 ・低騒音・低振動型の建設機械を使用し、建設工事からの騒音・振動の発生を抑制します。 ・特定有害物質を含む原材料や排水により土壌汚染を生じないように適切に管理します。 ・農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。

市の施策8	騒音・振動や大気・土壌の保全（開発行為含む）について、迅速な相談対応や発生源となるものに対し関係機関と連携し規制基準が遵守されているか監視・指導を行います。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・生活環境に関する要望・相談件数		13件/年	7件/年		
年度	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
スケジュール	実施				
予定事業費（千円）	4,895	300	300	300	300

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	-------------------

行動方針	②良好な生活環境の維持・保全
取組の方向性	<p>(2) 環境負荷低減に関する啓発</p> <p>苦情の要因は野焼きによるものが増えていますが、その他の苦情についても、制度に関する知識不足や環境負荷低減への意識の低さなどが要因で発生することがあります。そのため、制度や環境負荷低減に関する理解を促進するための啓発を行います。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。 ・家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却は行いません。 ・自宅や所有する土地の清潔を保つよう適切に管理し、近隣の迷惑にならないように努めます。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制を行います。 ・建設作業にあたっては、低公害型の建設機械を使用します。 ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。 ・工場や事業場から出るごみの屋外焼却は行いません。 ・工場や事業場、畜産農家では、悪臭防止法や大気汚染防止法を遵守します。

市の施策9	野外焼却の公害に関するトラブルを未然に防ぐため、近隣に配慮した生活環境の保全についての啓発を行います。	担当課	循環社会推進課	
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・野焼きの相談件数		11件/年	0件/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
スケジュール				
予定事業費(千円)	—	—	—	—

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	--------------------------

行動方針	③快適きれいなまちづくりの推進
取組の方向性	(1) 市内美化・緑化活動の推進 快適な生活を送るためには、まちの美しい景観をつくっていくことが重要です。河川敷の清掃活動では市民やボランティア団体に加え、多くの事業者にも参加してもらうなど取組みが広がってきていますが、今後も活動を進めていきます。
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。 ・地域の緑化活動に参加します。 ・公園維持管理のボランティア活動に参加します。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。 ・地域の緑化活動に参加します。 ・公園維持管理のボランティア活動に参加します。

市の施策10	市民、地域が一体となって活動するため、ごみ袋を配布します。	担当課	循環社会推進課	
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・ボランティアごみ袋申請件数		206件/年	250件/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
スケジュール				
実施				
予定事業費(千円)	400	400	400	400

市の施策11	市民・企業が花や緑を育てるための活動として「花による美しいまちづくり運動」を推進します。	担当課	防災・地域安全課	
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・花による美しいまちづくり運動への市民・団体等登録団体数		2件	1,200件	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
スケジュール				
実施				
予定事業費(千円)	350	350	350	350

環境目標Ⅱ	健康で快適な生活の基盤 ～生活環境
-------	--------------------------

行動方針	③快適きれいなまちづくりの推進
取組の方向性	(2) 関係機関と連携したパトロールの強化 不法投棄は、景観や水質・土壌など生活環境の悪化につながります。そのため、発生の多い箇所への啓発の看板設置などにより、不法投棄をしにくい環境づくりを進めます。また、市民から情報提供を求めるとともに、見回り、監視、指導を強化していきます。
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てや犬、猫などのフンの放置はしないようにします。 ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。 ・所有する土地の雑草やごみを適正に処理し、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。 ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。 ・不法投棄のパトロールに協力します。

市の施策12	公用車に不法投棄防止を促すステッカーを貼るなど、周知・啓発を行うとともに、関係機関と連携して巡回監視を実施します。	担当課	循環社会推進課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・不法投棄の相談件数		1件/年	0件/年		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール					
予定事業費(千円)	220	220	220	220	220

環境目標Ⅲ	持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
-------	--------------------------------

行動方針	①市民・行政の省エネ活動・再エネ導入促進
取組の方向性	(1) 住宅や公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入促進 本市では、戸建て住宅の割合が高いため、省エネ住宅への改修や太陽光発電システムの導入促進を図ります。市としては公共施設での太陽光発電の導入、公用車の更新に合わせた電気自動車の導入などを実施します。 ※市の取り組みは事務事業編に記載
市民の行動計画	・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。 ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

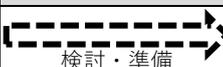
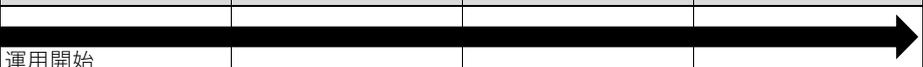
市の施策13	一般家庭から排出される二酸化炭素のうち住宅由来の排出量が多いため、断熱窓への改修促進等、国補助制度の周知を図ります。	担当課	環境政策課	
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・市報や市公式ホームページ等での広報		0回/年	3回/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
スケジュール	実施			
予定事業費(千円)	—	—	—	—

市の施策14	一般家庭の太陽光パネル・蓄電池導入を推進するため、福岡県共同購入事業の周知を図ります。	担当課	環境政策課	
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)	
・市報や市公式SNS等での広報		0回/年	2回/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	
スケジュール	実施			
予定事業費(千円)	—	—	—	—

環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

行動方針	①市民・行政の省エネ活動・再エネ導入促進
取組の方向性	(2) 生活における省エネルギー活動の促進
	<p>生活における省エネルギー活動においては、国民運動である「デコ活」を推進します。「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。</p> <p>市民一人ひとりが行動やライフスタイルを変えることで、排出量の削減につながります。生活の場面に合わせてどのような選択をすれば良いのか、様々な情報を集約してわかりやすく市民に発信するとともに、賢い購買行動にもつながるような支援策を講じることで市民の取組みを促します。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくおかエコライフ応援サイトを活用し、省エネルギーを心がけます。 ・家電製品の購入時には省エネルギー型のものを選択します。 ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。

市の施策15	エコにつながる「市民の行動変容」を促す取り組みとして、市民参加型のイベントなど知識の習得につながる機会を提供します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・市主催イベントでの体験型ワークショップ等の開催		1回/年	2回/年		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施 				
予定事業費(千円)	100	100	100	100	100

市の施策16	市内公共施設等に、EV充電ステーションの整備を進めます。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・EV充電ステーションの設置施設数		0施設	4施設		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	検討・準備 	運用開始 			
予定事業費(千円)	—	—	—	—	—

市の施策17	公共交通機関の積極的な利用を推進するため、毎月5日に無料バスの運行を実施します。	担当課	都市計画課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・コミュニティバス1便あたりの利用者数		2.2人/便	2.3人/便		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施 	見直し・検討 			
予定事業費(千円)	717	717	—	—	—

環境目標Ⅲ	持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
-------	--------------------------------

行動方針	②企業のカーボンニュートラル促進
取組の方向性	<p style="background-color: #f4a460;">(1) 情報発信の強化</p> <p>市内企業がカーボンニュートラルの取組みを行わない理由が「理解・情報不足」であることから、まずは省エネ関連等の情報を発信することで取組みを促します。また、先進的な取組み事例の情報を発信することで、企業にとって参考となる情報の共有を図ります。</p>
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での省エネルギー活動を進めます。 ・省エネルギー型の設備や機器を積極的に導入します。 ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。 ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。 ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

市の施策18	市公式ホームページ内に企業向けの専用ページを作成し、カーボンニュートラルに関する情報や市内企業の取組事例の発信を行います。			担当課	環境政策課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・市公式ホームページへの掲載数				-	3件/年
年度	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
スケジュール					
予定事業費（千円）	-	-	-	-	-

環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

行動方針	②企業のカーボンニュートラル促進
取組の方向性	<p>(2) 企業のCO2排出削減に関する支援</p> <p>企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として圧倒的に多かったのが「公的な補助金」でした。特に、製造業では大型の設備投資が必要になる場合もあり、設備投資に係る支援が必要とされています。設備投資に係る支援については国や県など関係機関の支援を紹介しながら、市としても連携して支援を行うことで設備導入を促進します。また、単なる設備投資のみではなく企業全体として脱炭素に向けた取組みを総合的に実施していくような場合についても、事例紹介などの情報発信にとどまらない支援についても検討していきます。</p>

市の施策19	PPAモデル(第三者所有方式太陽光発電設備導入事業)の普及により、市内企業の再生可能エネルギーの導入を促進します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・太陽光発電設備の新規導入件数		0件	2件		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール					
予定事業費(千円)	—	—	—	—	—

市の施策20	市内企業における省エネルギー活動を促進するため、専門家による診断と診断を踏まえた設備更新を支援します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・省エネルギー設備導入費等補助金の活用件数		5件	37件		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール					
予定事業費(千円)	10,600	10,600	—	—	—

市の施策21	市内企業の省エネルギー投資促進を支援します。	担当課	商工観光課/ 環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・省エネルギー設備の導入に関する奨励金の申請件数		-	3件		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール					
予定事業費(千円)	—	—	総事業費×1%	総事業費×1%	総事業費×1%

環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

行動方針	②企業のカーボンニュートラル促進
取組の方向性	(3) 専門家派遣による省エネの促進
	<p>企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として、「公的な補助金」などの資金的な支援の他に多かった意見として、「CO2排出量の数値把握」「人材的支援」「人材育成」でした。このことから、まずは現状を把握したいというニーズや、専門人材の不足によりなかなかカーボンニュートラルに踏み込むことができないという悩みがあることがうかがえます。そのため、市としては関係機関と連携しながら、現状把握を促進するための支援や省エネルギーなど脱炭素に関する専門家を活用することで企業のマンパワー不足を緩和するための支援を行っていきます。</p>

市の施策22	市、省エネ支援機関、金融機関等で支援体制を構築し、カーボンニュートラルに関する支援を実施します。	担当課	環境政策課/ 商工観光課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・カーボンニュートラルに関する支援件数		-	9件		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	----->		—————>		
予定事業費(千円)	-	-	-	-	-

市の施策23	直方市副業・兼業人材活用支援補助金や直方市専門家派遣補助金等により、市内企業の脱炭素に関する専門家の活用を支援します。	担当課	商工観光課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・直方市副業・兼業人材活用支援補助金や直方市専門家派遣補助金の活用件数 (カーボンニュートラルにかかる相談件数)		1件	6件		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	—————>			----->	
予定事業費(千円)	1,200	1,200	1,200	-	-

行動方針	③循環社会のさらなる推進
取組の方向性	(1) 4Rの推進（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル） 取組みの根幹となる循環型社会形成推進基本法では、国・地方公共団体(市)・事業者・国民(市民)それぞれの責務（役割）が明記されており、地方公共団体においては市民が循環型社会形成に取り組むことができるよう適切な措置を講じることが求められています。 本市では、2022（令和4）年より自治区公民館に常設資源回収場所を設置し、再生可能な資源の回収を行っています。今後も順次設置場所を増やし、できるだけ多くの市民が利用できる環境を整えます。また、資源拠点回収場所の利用状況については、利用している市民が35%である一方、拠点があることを知らない市民が25%いることを踏まえて、広報誌やSNSなど様々な媒体を活用し、資源回収に関する情報の発信を多面的に行います。また、30・10運動の推進など食品ロスを減らすための取組みも行います。
	市民の行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・衝動買いを避け、不要なものは購入しないようにします。 ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。 ・家庭から出る生ごみは、水切りを行ったり、生ごみ処理容器を活用したりするなどして、減量化に努めます。 ・ごみとして出す前に他の使い道がないか考えます。 ・資源拠点回収や資源回収、集団回収などによる有用資源のリサイクルに協力します。 ・各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルに協力します。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみを排出する際には、資源物とごみを分別します。 ・容器包装の簡素化や回収体制の充実を図ります。 ・修理・修繕ができる事業所づくりに努めます。 ・再生資源や再生品の活用を図ります。 ・再生資源を使った製品を積極的に販売します。 ・資源回収ボックスを設置し、リサイクルを進めます。

市の施策24	常設資源回収場所の増設やリサイクル回収品目の拡大、市有地を活用した民間リサイクルBOXの誘致など、資源回収の機会を増やすことで、より身近に簡単にリサイクルを実践できる環境を整えます。	担当課	循環社会推進課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・常設資源回収場所設置箇所数		25箇所	40箇所		
・紙資源の項目を追加した常設資源回収場所の箇所数		0箇所 (上記内数)	40箇所 (上記内数)		
・市有地を有効活用した民間リサイクルBOXの設置数		0箇所	6箇所		
年度	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
スケジュール	常設場所増設				
	準備	紙資源開始			
	誘致交渉	民間リサイクルBOX			
	予定事業費（千円）	451	648	648	648

環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市の施策25	ごみの削減を促進するために、家庭ごみ及び事業所系ともに生ごみ処理機等の購入費を補助します。				担当課	循環社会推進課
	評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・家庭用生ごみ処理機等購入補助金の活用件数				16件/年	38件/年	
・事業所用生ごみ処理機購入補助金の活用件数				0件/年	10件/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール	補助増額					
	意向調査		準備	補助開始		
予定事業費(千円)	254	277	3,300	3,323	4,345	

市の施策26	ごみとして出されるものの中には、金属類・木製類の粗大ごみや可燃ごみに含まれる剪定枝など、資源として再利用できるものが多くあります。分別や再生処理を施すことにより、再資源化に取り組みます。				担当課	循環社会推進課
	評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・金属類及び木製粗大ごみの再生処理量				22.2トン/年	55トン/年	
・剪定枝等の再生処理量				0トン/年	50トン/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール	粗大ごみ					
	準備検討		剪定枝			
予定事業費(千円)	748	748	1,022	1,051	1,353	

市の施策27	市民がサステイナブルな食生活や資源循環を実践できるよう、市公式ホームページやSNS等での情報発信やECOグッズの配布等を通じて必要な情報と実践できる機会を提供します。				担当課	循環社会推進課
	評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・生ごみの水切りを周知することによるごみの削減量				0トン/年	300トン/年	
・フードロス対策「mottECO」の啓発によるごみの削減量				0トン/年	200トン/年	
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	
スケジュール	実施					
予定事業費(千円)	—	50	50	50	50	

環境目標Ⅳ	自律・協働・つながりの基盤
-------	---------------

行動方針	①学ぶ場・機会の創出
取組の方向性	<p style="background-color: #d8bfd8;">(1) 世代や興味・関心に応じた学習機会の創出</p> <p>環境問題は、日常生活に密着したものから、地球温暖化対策や生物多様性保全など世界レベルの内容まで幅広いことが特徴です。価値観やライフスタイルが多様化している現在、個々人の興味・関心も多様化しています。そのため、幅広いテーマ・内容での学習機会を市民に提供していきます。また、2006（平成18）年改正の教育基本法、2007（平成19）年改正の学校教育法において、環境教育は、学校教育の目標の1つとして位置づけられていることから、自然体験やワークショップなど、関係団体と連携した環境学習を実施します。</p>
市民の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市や民間団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。 ・まちづくり出前講座や公民館学習に参加し、学んだことを地域の環境保全活動に生かします。
事業者の行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。 ・自社の有する知識や技能などを生かし、講習会などに講師として参加・協力します。

市の施策28	「社会科」や「総合的な学習の時間」などを活用した環境教育に市職員などの講師を派遣します。			担当課	環境政策課/ 循環社会推進課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・社会見学の事前授業を実施した学校数				9校/年	11校/年
年度	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
スケジュール	実施				
予定事業費 （千円）	—	—	—	—	—

市の施策29	まちづくり出前講座の環境に関するメニューを充実させ、幅広いテーマ・内容での学習機会を市民に提供します。			担当課	環境政策課/ 循環社会推進課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・環境啓発事業の実施回数				32回/年	75回/年
年度	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
スケジュール	実施				
予定事業費 （千円）	—	—	—	—	—

環境目標Ⅳ	自律・協働・つながりの基盤
-------	---------------

行動方針	①学ぶ場・機会の創出
取組の方向性	(2) 市民の自発的な環境学習活動の促進
市民の行動計画	幅広い環境問題に対応していくためには、市民が自ら考え行動していくことが非常に重要となります。それぞれの興味・関心に応じて、自発的な環境学習が行えるよう、市の生涯学習施設の維持、効果的な情報発信など、行政が活動に対する側面的な支援を充実していきます。
事業者の行動計画	・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。 ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。

市の施策30	市公式ホームページ等を通じた情報発信やイベントの開催など、多様な学習機会を関係機関と連携し提供します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・イベントの開催など学習機会に関する情報発信件数		3回/年	5回/年		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施				
予定事業費(千円)	100	100	100	100	100

環境目標Ⅳ	自律・協働・つながりの基盤
-------	---------------

行動方針	②活動主体の多様化の促進
取組の方向性	(1) あらゆる世代の環境保全活動への参加促進 環境活動に関しては、参加意向は持ちながらも実際の行動に移せていない層が多いことが分かっています。そのような層の参加を促すために、初めの1歩を気軽に踏み出せるような情報交換の場の創設や、スポーツやゲーム感覚で参加できるイベントを開催するなど、参加の窓口を広げていきます。
市民の行動計画	・地域の環境保全活動に積極的に参加します。
事業者の行動計画	・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

市の施策31	市主催のイベント等において、環境保全の要素を取り入れ、保全活動に取り組みやすいきっかけを提供します。	担当課	環境政策課		
評価指標		現状(令和6年度)	目標(令和11年度)		
・環境保全要素を取り入れた市主催のイベント開催件数		1回/年	5回/年		
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)		
スケジュール	実施 				
予定事業費(千円)	—	100	100	100	100

環境目標Ⅳ	自律・協働・つながりの基盤
-------	---------------

行動方針	②活動主体の多様化の促進
取組の方向性	(2) 市民、学校、企業などの交流促進 地域活動を牽引する人材の高齢化など、地域活動の維持が重要な課題となっています。市民、企業、環境団体、学校、行政など各主体の交流を促進し、相互に関わることで場面に応じてそれぞれが連携できる体制づくりを促します。
市民の行動計画	・保育所や幼稚園、学校が進める環境活動に協力します。
事業者の行動計画	・施設見学の受け入れや、自社の有する知識や技能などを生かし、学校、保育所や幼稚園が進める環境活動に協力します。

市の施策32	国土交通省遠賀川流域環境サポーター制度「エコサークルおんががわ」を活用し相互連携を支援します。			担当課	環境政策課
評価指標				現状(令和6年度)	目標(令和11年度)
・SDGsパートナーや市内企業、学校のうちサポーター制度に登録した件数				9件/年	25件/年
年度	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
スケジュール	実施				
予定事業費(千円)	—	—	—	—	—

5. 計画の推進

(1) 推進体制

第3次行動計画を推進するために、副市長を委員長とする「直方市環境推進委員会」を設け、進行管理等を行っていきます。

また、取り組みの実施状況については、「直方市環境審議会」へ報告し、総合的な評価・改善点などの提言を受け、計画を推進していきます。（図2）

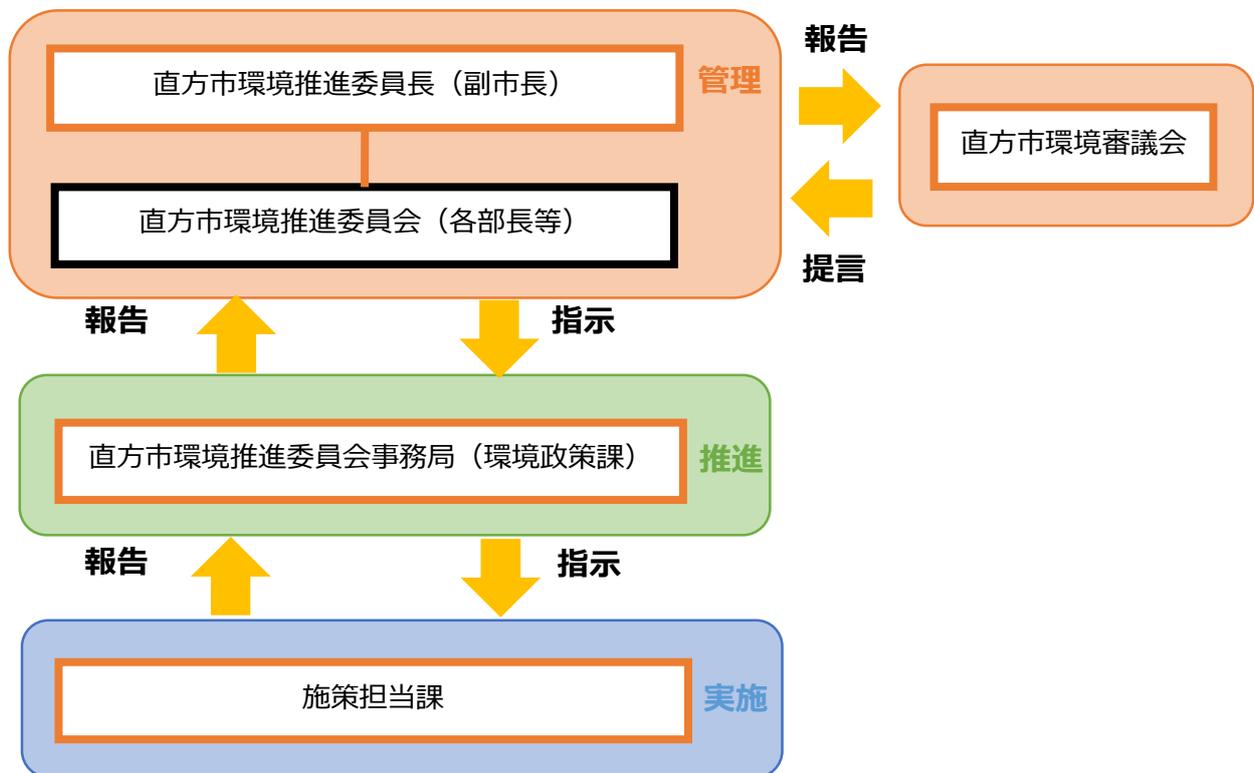


図2 計画の推進体制

(2) 計画の公表と見直し

本計画の進捗状況は、環境保全行動計画とともに環境審議会の提言を受けた後に市公式ホームページ上で公表します。また、継続的な改善を図りつつ、点検結果や推進状況を踏まえて、計画の見直しを行います。